

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税における取消請求控訴事件

国側当事者・国(西宮税務署長)

平成27年3月13日棄却・上告

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年9月9日判決、本資料264号-144・順号12525)

判 決

控訴人(原告)	甲
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	西宮税務署長 岩木 達郎
被控訴人指定代理人	今村 弘
同	徳山 健一
同	小銭 慎司
同	芳賀 貴之
同	福田 幸治
同	安田 里佳子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 西宮税務署長が、控訴人に対し、平成23年7月8日付けでした相続税の更正処分(平成23年12月2日付け異議決定による一部取消し後のもの)のうち納付すべき税額7224万8100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(上記異議決定による一部取消し後のもの)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、控訴人が、父・乙(平成20年11月●日死亡。以下「亡乙」という。)の相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税につき、共同相続人である母・丙(以下「丙」という。)と共に確定申告(以下「本件確定申告」という。)をしたところ、亡乙には他にも相続財産があったとして、西宮税務署長から、相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分(以下、それぞれ順次「本件更正処分」及び「本件賦課決定」といい、両者を併せて「本件各処分」という。ただし、本件各処分は平成23年12月2日付け異議決定(以下「本件異議決定」とい

う。)によりいずれも一部取り消された。)を受けたため、上記財産は亡乙に帰属する相続財産ではないと主張して、上記一部取消し後の本件各処分各取消しを求めた事案である。

(2) 原審は、上記一部取消し後の本件各処分はいずれも適法であるとして、控訴人の請求をいずれも棄却したため、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 前提事実

前提事実は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」の2（原判決2頁14行目から5頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決2頁17行目の「丁」を「丁」に、同4頁25行目の「当裁判所に顕著」を「記録上明らか」にそれぞれ改める。

3 争点及び当事者の主張

争点及び当事者の主張は、後記4のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」の3（原判決5頁3行目から7頁26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決5頁17行目の「本件申告財産」を「本件各申告財産」に改め、同6頁19行目の「27～31」を削る。

4 当審における控訴人の補充主張

(1) 本件各控訴人名義預金の帰属について

控訴人が昭和60年事件の被害に遭った際、亡乙は、同事件が公表されると同人の事業所等が警察等から圧力を受けると考え、控訴人に対し、昭和60年事件の加害者が控訴人に支払うべき賠償金を肩代わりすることを申し出、本件各控訴人名義預金の帰属先を控訴人に変更した。

(2) 本件各控訴人名義有価証券の帰属について

本件控訴人名義有価証券27～29の各株式の配当金は、亡乙の死亡する2年前からはaで現金で受け取っていた。亡乙は歩行が困難であったから、上記配当金は控訴人がaに行って受け取っていたのであり、本件控訴人名義有価証券27～29の各株式が控訴人に帰属することは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件異議決定による一部取消し後の本件各処分に違法はないから、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これらを棄却するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2において当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4（原判決8頁2行目から29頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁24行目、15頁17行目及び21頁17行目の各「丁」をいずれも「丁」に改める。

(2) 原判決14頁7行目の「繰り替えされて」を「繰り返されて」に改める。

(3) 原判決17頁26行目から18頁1行目にかけての「原告名義預金3」を「本件控訴人名義預金3」に改める。

(4) 原判決21頁3行目の「本件丙名義口座1」を「本件丙名義預金1」に改める。

(5) 原判決22頁22行目の「本件原告名義口座12」を「本件控訴人名義預金12」に改める。

(6) 原判決23頁12行目の「キ」を「ク」に改める。

(7) 原判決23頁14行目及び同頁21行目の各「前記ア」をいずれも「前記(3)ア」に改める。

- (8) 原判決 23 頁 24 行目の「前記 (2) 及び (3)」を「前記 (1) カ及びキ」に改める。
- (9) 原判決 24 頁 9 行目の「本件有価証券」を「本件各有価証券」に改める。
- (10) 原判決 26 頁 21 行目の「被相続人」を「亡乙」に改める。
- (11) 原判決 28 頁 5 行目の「本件各申告評価額」を「本件各申告財産の評価額」に改める。
- (12) 原判決 28 頁 8 行目及び同頁 22 行目の各「本件申告」をいずれも「本件確定申告」に改める。
- (13) 原判決 28 頁 13 行目の「同法」を「相続税法」に改める。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

- (1) 控訴人は、亡乙が昭和 60 年事件の加害者が控訴人に支払うべき賠償金を肩代わりして、本件各控訴人名義預金の帰属先を控訴人に変更したと主張するが、本件各控訴人名義預金の帰属が亡乙の生前に同人から控訴人に移ったと認めるに足りる証拠はないし、その理由として控訴人が述べるところも、同事件が公表されても亡乙の事業所等が警察等から圧力を受けるとは考えられないから、不自然というほかはない。

よって、本件各控訴人名義預金の帰属に関する控訴人の主張は、採用することができない。

- (2) 控訴人は、本件控訴人名義有価証券 27～29 の各株式の配当金は亡乙の死亡する 2 年前から控訴人が a で現金で受け取っていたと主張するが、仮にそうであったとしても、亡乙が歩行困難であったため配当金の受領を控訴人が代行していたにすぎないか、あるいは、当該配当金だけを控訴人に贈与する意思であったかのいずれかであると推認するのが自然であって、控訴人が配当金を受け取っていたからといって直ちに、本件控訴人名義有価証券 27～29 の各株式そのものが控訴人に帰属したと認めることはできない。

そうすると、この点に関する控訴人の主張も採用することができない。

第 4 結論

以上によれば、本件異議決定による一部取消し後の本件各処分に違法と評価すべき事由は認められず、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 13 民事部

裁判長裁判官 石井 寛明

裁判官 小堀 悟

裁判官 棚木 純一